

受給資格について

笠岡市に住民票があり、国民健康保険などいずれかの健康保険に加入している次に該当する方が、申請により受給資格証の交付を受けることが必要となります。

- ① 身体障害者手帳 1級又は 2級を所持している方
- ② 療育手帳A（重度）を所持している方
- ③ 身体障害者手帳 3級かつ療育手帳B（中度）を所持している方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1級かつ自立支援医療（精神通院）受給者証を所持している方

ただし、次に該当する場合は、受給資格証の交付を受けることができません。

- a 生活保護法による保護を受けている場合
- b 本人及び配偶者又は扶養義務者の前年（1月から6月に申請をする場合は前々年）の所得が所得制限^{※1}を上回る場合
- c 65歳以上で新たに上記①②③に該当した場合
- d 上記④の該当者で、65歳以上で初めて精神障害者保健福祉手帳を所持した場合^{※2}

なお、申請日又は手帳交付日のいずれか遅い方の日から受給資格者となります。

また、受給資格証の有効期限は直近の6月30日又は精神障害者保健福祉手帳有効期限終了日のいずれか早い方の日までです。

毎年、更新申請の手続きが必要で、更新申請後、引き続き受給資格に該当している場合は、新たに受給資格証の交付を受けることとなります。

※1 所得制限については、別表のとおり。

※2 65歳未満で所持していた手帳の等級は問いませんが、笠岡市において、65歳未満で精神障害者保健福祉手帳を所持していたことを確認できない場合は対象とはなりません。

	① 被用者保険本人	② 配偶者及び扶養義務者
A 所得の額(①欄又は②欄に掲げる所得金額の合計額)	(1) 総所得金額 (2) 退職所得金額 (3) 山林所得金額 (4) 土地等に係る事業所得の金額 (5) 長期譲渡所得の金額 (6) 短期譲渡所得の金額 (7) 先物取引に係る雑所得等の金額 (8) 条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額	
B 控除額(①欄又は②欄に掲げる額の合計額)	(1) 雜損控除相当額 (2) 医療費控除相当額 (3) 社会保険料控除相当額 (4) 小規模企業共済等掛金控除相当額 (5) 配偶者特別控除相当額 (6) 控除対象配偶者又は扶養親族のうち障害者控除適用者 ・・・1人につき 270, 000 円 (7) 控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者控除適用者 ・・・1人につき 400, 000 円 (8) 障害者控除 ・・・ 270, 000 円 (9) 特別障害者控除 ・・・ 400, 000 円 (10) 寡婦控除 ・・・ 270, 000 円 (11) ひとり親控除 ・・・ 350, 000 円 (12) 勤労学生控除 ・・・ 270, 000 円 (13) 肉用牛の売却による農業所得に係る免除所得額 (14) 土地改良事業施行地の耕作所得に係る免除所得額	(1) 雜損控除相当額 (2) 医療費控除相当額 (3) 小規模企業共済等掛金控除相当額 (4) 配偶者特別控除額 (5) 控除対象配偶者又は扶養親族のうち障害者控除適用者 ・・・1人につき 270, 000 円 (6) 控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者控除適用者 ・・・1人につき 400, 000 円 (7) 障害者控除 ・・・ 270, 000 円 (8) 特別障害者控除 ・・・ 400, 000 円 (9) <u>社会保険料控除</u> ・・・ 80, 000 円 (10) 寡婦控除 ・・・ 270, 000 円 (11) ひとり親控除 ・・・ 350, 000 円 (12) 勤労学生控除 ・・・ 270, 000 円 (13) 肉用牛の売却による農業所得に係る免除所得額 (14) 土地改良事業施行地の耕作所得に係る免除所得額

C 所得限度額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養 老人・特定</th><th>0人</th><th>1人</th><th>2人</th><th>3人</th><th>4人</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td><td>1,695,000</td><td>2,075,000</td><td>2,455,000</td><td>2,835,000</td><td>3,215,000</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <p>(1) 上表中「扶養」は、所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の合計数であり、「老人」は「扶養」中の問法に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の数であり、「特定」は「扶養」中の同法に規定する特定扶養親族の数である。当該「扶養」中に「老人」があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき上表の額に100,000円を加算するものとし、当該「扶養」中に「特定」があるときは、当該特定扶養親族1人につき上表の額に250,000円を加算するものとする。</p> <p>(2) 「扶養」が5人以上の場合の限度額は、1人につき380,000円を加算した額とする。</p>		扶養 老人・特定	0人	1人	2人	3人	4人	0人	1,695,000	2,075,000	2,455,000	2,835,000	3,215,000																							
扶養 老人・特定	0人	1人	2人	3人	4人																																
0人	1,695,000	2,075,000	2,455,000	2,835,000	3,215,000																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養 老人</th><th>0人</th><th>1人</th><th>2人</th><th>3人</th><th>4人</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td><td>6,387,000</td><td>6,636,000</td><td>6,849,000</td><td>7,062,000</td><td>7,275,000</td></tr> <tr> <td>1人</td><td></td><td>6,636,000</td><td>6,909,000</td><td>7,122,000</td><td>7,335,000</td></tr> <tr> <td>2人</td><td></td><td></td><td>6,909,000</td><td>7,182,000</td><td>7,395,000</td></tr> <tr> <td>3人</td><td></td><td></td><td></td><td>7,182,000</td><td>7,455,000</td></tr> <tr> <td>4人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>7,455,000</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <p>(1) 上表中「扶養」は、所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の合計数であり、「老人」は「扶養」中の所得税法に規定する老人扶養親族の数である。</p> <p>(2) 「扶養」が5人以上の場合の限度額は、1人につき213,000円を加算した額とする。</p>		扶養 老人	0人	1人	2人	3人	4人	0人	6,387,000	6,636,000	6,849,000	7,062,000	7,275,000	1人		6,636,000	6,909,000	7,122,000	7,335,000	2人			6,909,000	7,182,000	7,395,000	3人				7,182,000	7,455,000	4人					7,455,000
扶養 老人	0人	1人	2人	3人	4人																																
0人	6,387,000	6,636,000	6,849,000	7,062,000	7,275,000																																
1人		6,636,000	6,909,000	7,122,000	7,335,000																																
2人			6,909,000	7,182,000	7,395,000																																
3人				7,182,000	7,455,000																																
4人					7,455,000																																
D 受給資格要件	A - B < C																																				

摘要 1月から6月までの間に行う申請にあっては、前年度分の市町村民税に係る所得金額及び控除額とする。